

議員提出議案第 3 号

安全保障法案の慎重審議を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 1 2 日

提出者	瑞穂町議会議員	大 坪 国 広
	〃	近 藤 浩
	〃	齋 藤 成 宏

（提案理由）

この法案は、武力行使を禁じた憲法 9 条に違反し、日本を「海外で戦争する国」へと変貌させる重大な問題を持つとの指摘が多方面からなされている。

政府は、国民の疑問や不安を真摯に受け止め、通常国会での改正成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ徹底的に進める事を求め、本案を提出する。

安全保障法案の慎重審議を求める意見書

政府・与党は、昨年 7 月に「閣議決定」した集団的自衛権行使を含む安全保障法案を、今国会を延長してまでも成立させようとしている。

国会審議を通じて、①世界のどこであれ、米国が戦争を始めれば、自衛隊が従来は活動が禁止されていた「戦闘地域」まで行って軍事支援をおこなうことになる。②形式上停戦が成立していても、実際には武力衝突が起こりうる紛争地域でも P K O 活動をおこなうことになる。③政府が武力行使の「新 3 要件」に合致すると判断すれば日本が攻撃を受けていなくても集団的自衛権を発動し参戦することなどが明らかになっている。

これらはいずれも武力行使を禁じた憲法 9 条に違反し、日本を「海外で戦争する国」へと変貌させる重大な問題を持つとの指摘が多方面からなされている。

世論調査の結果でも、「十分説明しているとは思わない」（共同通信社 5 / 3 0 ・ 3 1 日調査）、「廃案にするべきだ」「今の国会にこだわらず時間をかけて審議するべきだ」（テレビ朝日 5 / 3 0 ・ 3 1 日調査）など法案に対する国民の 8 割以上は理解が進んでおらず、疑問や不安が残されている事が明らかになっている。

日本のあり方を大きく変えていくこの法案こそ徹底審議が求められており、それが不十分なまま採決を強行するようなことがあれば、憲政史に大きな禍根を残すことになる。

よって、瑞穂町議会は、政府がこの法案に対する国民の疑問や不安を真摯に受け止め通常国会での改正成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ徹底的にすすめるよう求めるものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 7 年 6 月 1 2 日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣

宛